

防災業務計画書

四日市地下駐車場

平成24年9月

T F I 株式会社

目 次

第1章 防災業務計画書の位置付け	4
1. 計画書の目的	4
2. 計画書の構成	4
3. 国土交通省等との連携	4
4. 計画書の変更	4
5. 対象施設	4
第2章 防災に関する組織	4
1. 災害対策本部の設置・構成および任務・解散	4
2. 災害対策支部の設置・構成および任務・解散	4
第3章 災害対策本部及び災害対策支部の設置基準	5
1. 災害対策本部の設置基準	5
2. 災害対策支部の設置基準	5
第4章 災害対策本部及び災害対策支部の解散の基準	5
1. 災害対策本部の解散	5
2. 災害対策支部の解散	6
第5章 災害対策の実施	6
1. 営業時間内の事前対策	6
2. 営業時間内の事後対応	7
第6章 防災訓練	9
1. 訓練の実施	9
2. 訓練項目	9
第7章 防災に関する教育及び広報	10
1. 駐車場スタッフに対する教育	10
2. 広報	10
第8章 その他	10

<添付資料>

(別表 1) 災害対策本部の構成及び任務

(別表 2) 災害対策支部の構成及び任務

(別表 3) 緊急連絡体制表

(別添①) 避難経路図

(別添②) 帰宅困難者心得 10 か条

(別添③) 四日市市水害ハザードマップ

(別添④) 災害用伝言ダイヤル (171) の基本的操作方法

第1章 防災業務計画書の位置付け

1. 計画書の目的

この計画は、T F I 株式会社（以下「T F I」という。）が管理・運営する駐車場について、防災に関し執るべき措置等を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 計画書の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成とし、地震・風水害・火災等の災害に対する、予防、応急対策のそれぞれの段階における対応を具体的に定める。

3. 国土交通省等との連携

駐車場スタッフ（㈱ディア四日市：人材派遣会社等から派遣されている人を含む。以下同じ）及びT F I の関係者は、国土交通省等から当該駐車場の防災に関する措置について、要請があった場合は特別な理由のない限りこれに協力するものとする。

4. 計画書の変更

この計画は、必要に応じ変更を行うものとし、変更しようとする場合は、遅滞なく国と協議し承諾を得るものとする。

5. 対象施設

この計画の対象とする駐車場は、以下のとおりとする。

駐車場名	所在地	形式	収容台数
四日市地下駐車場	三重県四日市市浜田町5番B1号	自走式地下駐車場	203台

第2章 防災に関する組織

1. 災害対策本部の設置・構成および任務・解散

1) 災害対策本部の「設置」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災対策を推進するため必要があるときは、T F I の取締役は第3章第1項に定める設置基準に基づき必要に応じて、東京都千代田区有楽町2-7-1もしくは大阪府大阪市中心区今橋4-1-1に災害対策本部を設置する。

2) 災害対策本部の「構成および任務」

災害対策本部の構成及び任務は、別表1のとおりとする。

3) 災害対策本部の「解散」

T F I の取締役（災害対策本部長）は、第4章1項に定める解散基準に至った時は、災害対策本部を解散する。

2. 災害対策支部の設置・構成および任務・解散

1) 災害対策支部の「設置」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災対策を推進するため必要があるときは、本部長は第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部（楸ディア四日市）を設置する。

2) 災害対策支部の「構成及び任務」

災害対策支部の構成及び任務は、別表2のとおりとする。

3) 災害対策支部の「解散」

本部長は、第4章第2項に定める解散基準に至った時は、災害対策支部を解散する。

第3章 災害対策本部及び災害対策支部の設置基準

1. 災害対策本部の設置基準

T F I が管理・運営する駐車場又はその存する地域が下記の状況に至ったとき。

（各自治体からの以下災害情報等を受信した時）

- 1) 台風等により、災害の発生が予想される時
- 2) 大雨、洪水警報等が発令され、災害の発生が予想される時
- 3) 台風、大雨、洪水等により被害が発生したとき
- 4) 火災・爆発等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
- 5) 地震警戒宣言が発令されたとき
- 6) 地震・津波に関する警報等が発令され、相当規模の災害が発生するおそれのあるとき
- 7) 地震により、相当の被害が発生したとき
- 8) その他必要と認められたとき

2. 災害対策支部の設置基準

上記1.1) ～8) の状況に至ったとき

第4章 災害対策本部及び災害対策支部の解散の基準

1. 災害対策本部の解散

T F I が管理・運営する駐車場、又はその存する地域が下記の状態に至ったとき。

- 1) 台風等による被害のおそれが無くなったとき
- 2) 大雨、洪水等による被害のおそれが無くなったとき
- 3) 火災・爆発等による被害のおそれが無くなったとき
- 4) 地震警戒宣言が解除されたとき
- 5) 地震・津波に関する情報発信が治まり、状態が安定したとき
- 6) 災害が発生した後、必要な対応により災害対策本部設置の必要が無くなったとき
- 7) その他本部長の判断のあったとき

2. 災害対策支部の解散

- 1) 上記 1.1) ～7) の状況に至ったとき

第5章 災害対策の実施

1. 営業時間内の事前対策

- 1) 地震警戒宣言、又は地震、津波の警報等が発令された場合

- (1) 災害対策本部の対応

- ① 現地駐車場の状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
 - ② 必要に応じて、第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
 - ③ 災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

- (2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。対応の詳細については現地管理事務所内に設置している管理マニュアルを参照する。

- ① 場内放送等により、宣言、又は情報の内容を駐車場内に周知するとともに、滞在者に知らせ、むやみに場外へ出ないように指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。
 - ② 状況を鑑み避難場所への誘導を実施。
 - ③ 周辺道路が使用不能な場合は、入庫口及び出庫口を閉じ駐車場を閉鎖する。
 - ④ 緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。(別表3)
 - ⑤ 災害対策本部・支部の指示のもと必要な対応を取る。

- 2) 風水害（台風、ゲリラ豪雨、洪水等）の警報等が発令された場合

- (1) 災害対策本部の対応

- ① 現地駐車場の状況の把握を行うとともに、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
 - ② 必要に応じて、第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
 - ③ 災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

- (2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。対応の詳細については現地管理事務所内に設置している管理マニュアルを参照する。

- ① 風水害情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。
 - ② 場内放送等により、情報の内容を駐車場内に周知するとともに退去をうながし、必要に応じて避難誘導を行う。
 - ③ 防水扉（防水板）、排水ポンプ、非常用の発電機等の作動を確認する。
 - ④ 入庫口を閉鎖する。出庫口は状況の許す限り開けておき、可能な限り出庫させる。
 - ⑤ 出水の状況に応じて、出庫口の防水扉（防水板）を閉じる。その際、誤進入防止の措置を施す。

- ⑥緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。
- ⑦必要に応じて協力会社等や災害対策本部にも協力の要請を行う。
- ⑧巡回の上、必要に応じて人や車両の誘導を行う。
- ⑨出水の状況により、中部地方整備局三重河川国道事務所に土嚢の積み上げ等の協力の要請を行う。

3) 雪害・路面凍結による被害が懸念される場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①現地駐車場の状況の把握を行うとともに、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- ②必要に応じて、第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
- ③災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。対応の詳細については現地管理事務所内に設置している管理マニュアルを参照する。

- ①情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。
- ②大雪警報等の情報を適切な方法で駐車場利用者に周知する。
- ③大雪の場合は、駐車場の車両及び歩行者出入口部の周辺を除雪する。
- ④路面凍結が懸念される場合は、車両及び歩行者出入口部の周辺に必要なに応じて、滑り止め用砂を散布する。
- ⑤緊急連絡体制表に従い、必要に応じて連絡を実施する。
- ⑥必要に応じて協力会社等や災害対策本部にも協力の要請を行う。
- ⑦巡回の上、必要に応じて人や車両の誘導を行う。

2. 営業時間内の事後対応

- 1) 地震警戒宣言、地震、津波、風水害（台風、ゲリラ豪雨、洪水等）、雪害・凍結等の災害が発生せず、これらの警報等が解除される等、被害のおそれが無くなった場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①設置した災害対策支部を解散する。
- ②設置した災害対策本部を解散する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、次の措置を講じる。

- ①緊急連絡体制表に従い、状況を報告する。
- ②閉じた防水扉（防水板）を開ける。
- ③入、出庫口を開ける。
- ④通常の営業を行う。

- 2) 地震、津波が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- ②第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
- ③被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。
- ④災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは状況を判断した上で、次の措置を講じる。

- ①場内放送等により、宣言、又は情報の内容を駐車場内に周知するとともに、むやみに場外へ出ないように指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。
- ②入庫口をただちに閉鎖するとともに可能な限り駐車車両を出庫させる。ただし、場内に留まるほうが安全と判断される場合にはこの限りではない。
- ③被害拡大のおそれがある場合で、可能な場合は被害拡大防止に努める。
- ④震度4以上の場合は、駐車場スタッフは場内の巡回・確認を行う。
- ⑤災害対策本部及び中部地方整備局三重河川国道事務所に被害の程度に応じて状況を報告する。
- ⑥災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。
- ⑦被害が軽微で駐車場の機能として障害がない場合は、営業を再開する。
- ⑧応急的な復旧が完了し安全が確認されるまで、駐車場を閉鎖する。

3) 風水害（台風、ゲリラ豪雨、洪水等）、雪害・凍結等が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- ②第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
- ③被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。
- ④災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは状況を判断した上で、次の措置を講じる。

- ①場内放送等により、宣言、又は情報の内容を駐車場内に周知するとともに、むやみに場外へ出ないように指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。
- ②駐車車両を可能な限り出庫させる。ただし、場内に留まるほうが安全と判断される場合にはこの限りではない。
- ③被害拡大のおそれがある場合で、可能な場合は被害拡大防止に努める。
- ④駐車場スタッフは場内の巡回・確認を行う。

- ⑤災害対策本部及び中部地方整備局三重河川国道事務所に被害の程度に応じて状況を報告する。
- ⑥災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。
- ⑦被害が軽微で駐車場の機能として障害がない場合は、防水扉（防水板）を開けた上で営業を再開する。

4) 火災が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- ②第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
- ③被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。
- ④災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。対応の詳細については現地管理事務所内に設置している管理マニュアルを参照する。

- ①情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。
- ②場内放送等により、情報の内容を駐車場内に周知する。
- ③防火区画への侵入防止、避難誘導及び初期消火を速やかに行う。
- ④駐車場内の状況を把握し、消防等の関係機関に連絡する。
- ⑤必要な内容を臨場した消防、警察官等へ引継ぐ。
- ⑥緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。

第6章 防災訓練

災害対策の充実強化を図るため、防災訓練を実施する。

1. 訓練の実施

訓練は毎年、関東地方整備局横浜国道事務所及び関係機関と連携して行うものとする。

2. 訓練項目

(株)ディア四日市の駐車場スタッフの勤務数に応じ、下記項目より、訓練項目を適宜設定して行うものとする。

- 1) 避難訓練（場内放送により、駐車場利用者に訓練内容を伝達するとともに、可能な場合は、駐車場スタッフにより、避難誘導を行う。）
- 2) 情報伝達訓練

中部地方整備局三重河川国道事務所、TFI、タイムズ24、タイムズサービス、日本管財、駐車場スタッフ、警備会社等に対し、想定している訓練の内容及び訓練の結果等の必要な情報を伝達する訓練。

- 3) その他、防災上必要と思われる事項

第7章 防災に関する教育及び広報

1. 駐車場スタッフに対する教育

駐車場スタッフに対する教育については、想定される災害の種類により対応が異なることを考慮し、以下の事項について、講演会、研修への参加及びパンフレット等により行う。

- 1) 警戒宣言の性格及びこれに基づいてとられる措置の内容
- 2) 予想される地震・津波による被害に関する知識
- 3) 風水害の予想に関する知識
- 4) 駐車場スタッフの果たすべき役割

2. 広報

駐車場利用者に対し、以下の事項についてパンフレットや場内掲示等により広報を行う。

- 1) 地震が発生した場合における対応
 - ①震災情報の提供
 - ②帰宅困難者心得 10 カ条・地震発生時の外出者の行動ルールの掲示：別添②
- 2) 風水害による災害の発生が予想される場合における対応
 - ①風水害情報の提供
 - ②駐車場の位置を示した、ハザードマップの掲示：別添③
- 3) 災害が発生した場合における対応
- 4) 火災が発生した場合における対応
- 5) その他
 - ①災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法の掲示：別添④

第8章 その他

より円滑な防災業務の推進を図るため、この計画の他に国土交通省防災業務計画（以下 URL 参照）を災害対策本部及び管理事務所へ備えるとともに、中部地方整備局三重河川国道事務所が定める計画等に基づき協力するものとする。

(<http://www.mlit.go.jp/saigai/gyoumukeyikaku.html>)

災害対策本部の構成および任務

(別表1)
2021年11月1日時点

物件所在地	東日本管轄 ※1	西日本管轄 ※2
本部長	TFI (株) [REDACTED]	TFI (株) [REDACTED]
副本部長	タイムズ24 (株) 東日本営業統括本部 [REDACTED]	タイムズ24 (株) 西日本営業統括本部 [REDACTED]
対策幹部	タイムズサービス (株) 東日本事業本部 [REDACTED] ※3	タイムズサービス (株) 西日本事業本部 [REDACTED] ※4

※1 東日本管轄

北一条地下駐車場、長島地下駐車場、平和通り地下駐車場、泉町駐車場、赤坂公共駐車場、八日町地下駐車場、羽衣・伊勢佐木地下駐車場、静岡駅前地下駐車場

※2 西日本管轄

大曽根国道駐車場、四日市地下駐車場、桜橋駐車場、紙屋町地下駐車場、松山地下駐車場、はりまや地下駐車場

※3 タイムズサービス (株) 東日本事業本部管轄

北一条地下駐車場、長島地下駐車場、平和通り地下駐車場、泉町駐車場、赤坂公共駐車場、八日町地下駐車場、羽衣・伊勢佐木地下駐車場、静岡駅前地下駐車場

※4 タイムズサービス (株) 西日本事業本部管轄

大曽根国道駐車場、四日市地下駐車場、桜橋駐車場、紙屋町地下駐車場、松山地下駐車場、はりまや地下駐車場

■本部長

- ・本部長は、本部を統轄し各班を指揮監督する。
- ・以下、各班の人員については本部長が選定し、任務にあたらせるものとする。

■副本部長

- ・本部長が不在の時は、副本部長がその業務を代行する。
- ・副本部長は、タイムズ24株式会社東日本営業統括本部、西日本営業統括本部の公共法人営業部長とし、本部長を補佐する。

■対策幹部

- ・対策幹部は、タイムズサービス株式会社東日本事業本部長、西日本事業本部長とする。
- ・対策幹部は、本部長、副本部長からの指示をすみやかに支部に伝達する。
- ・支部からの情報は、対策幹部より本部長、副本部長へ伝達する。

班の構成	任務
情報班	・情報班に情報連絡、記録係をおき、正確な情報収集、伝達を行う。 ・本部、支部間の指示、情報等の受理、伝達、報告、関係機関との連絡等の業務を行う。
対策班	・情報班の情報をもとに災害対策、応急対策の立案、指導を行う。
応援班	・災害対策本部からの要請により、現地に赴き災害対策、応急対策の応援を行う。

災害対策支部の構成および任務

(別表 2)
2021年11月1日時点

物件所在地	東日本管轄 ※1	西日本管轄 ※2
支部長	タイムズサービス (株) 東日本事業本部 [REDACTED]、[REDACTED] ※3	タイムズサービス (株) 西日本事業本部 [REDACTED]、[REDACTED] ※4
副支部長	日本管財 (株) [REDACTED]	日本管財 (株) [REDACTED]
対策幹部	日本管財 (株) [REDACTED]	日本管財 (株) [REDACTED]

※1 東日本管轄

北一条地下駐車場、長島地下駐車場、平和通り地下駐車場、泉町駐車場、赤坂公共駐車場、八日町地下駐車場、羽衣・伊勢佐木地下駐車場、静岡駅前地下駐車場

※2 西日本管轄

大曽根国道駐車場、四日市地下駐車場、桜橋駐車場、紙屋町地下駐車場、松山地下駐車場、はりまや地下駐車場

※3 タイムズサービス (株) 東日本事業本部管轄

北一条地下駐車場、長島地下駐車場、平和通り地下駐車場、泉町駐車場、赤坂公共駐車場、八日町地下駐車場、羽衣・伊勢佐木地下駐車場、静岡駅前地下駐車場

※4 タイムズサービス (株) 西日本事業本部管轄

大曽根国道駐車場、四日市地下駐車場、桜橋駐車場、紙屋町地下駐車場、松山地下駐車場、はりまや地下駐車場

■支部長

- ・支部長は、支部を統轄し各係を指揮監督する。
- ・以下、各係の人員については支部長が選定し、任務にあたらせるものとする。

■副支部長

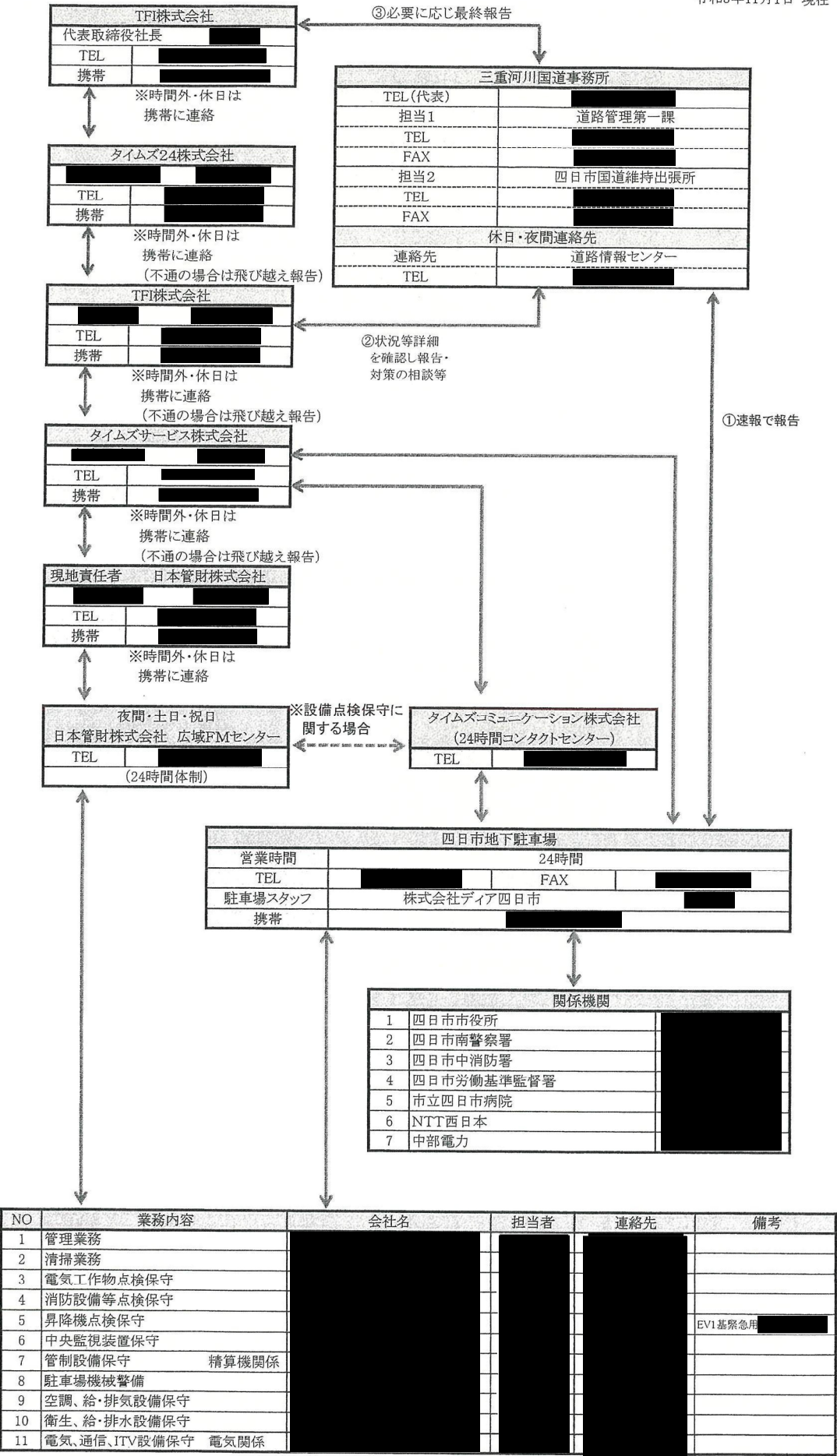
- ・副支部長は、支部長を補佐する。
- ・支部長が不在の時は、副支部長がその任にあたる。

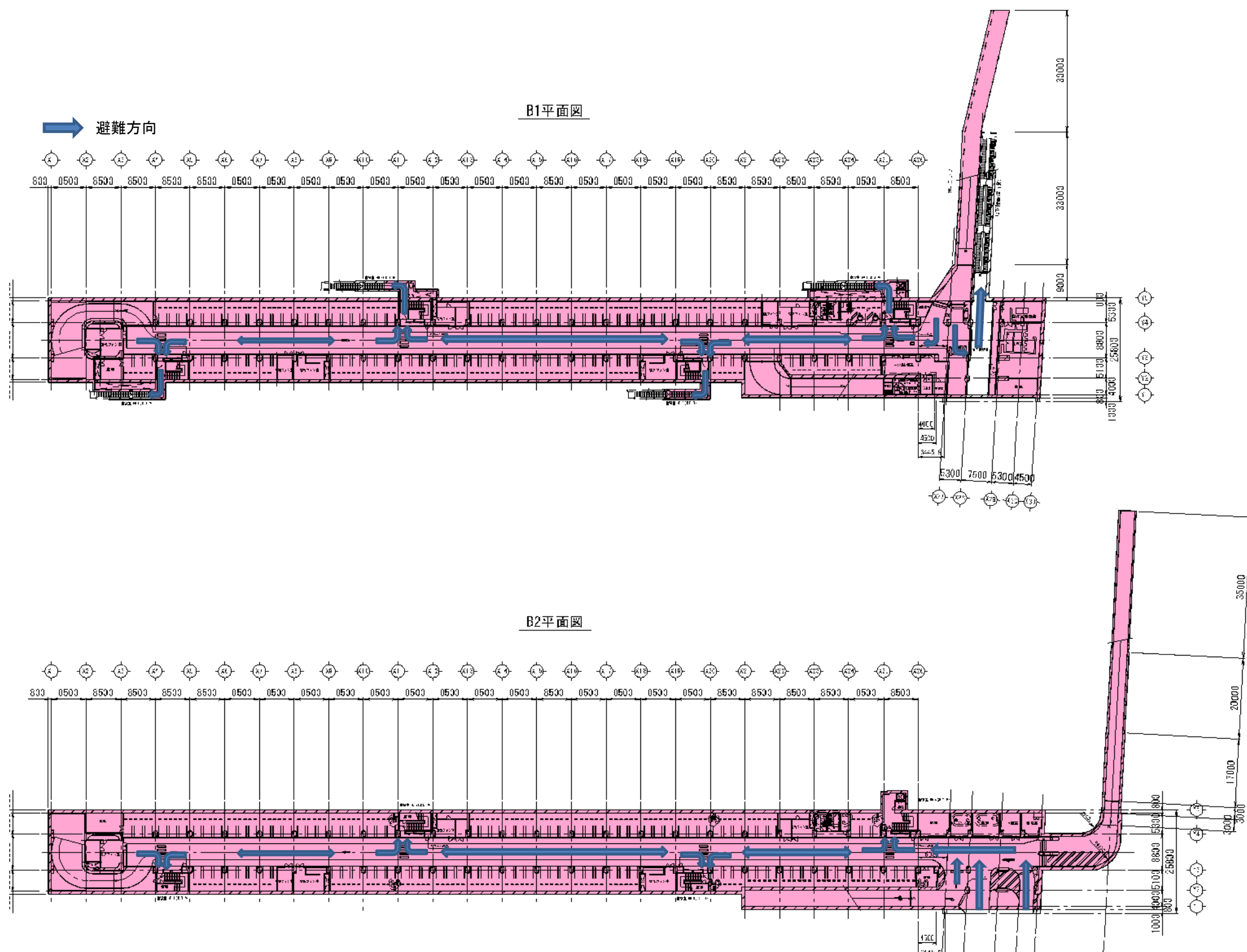
■対策幹部

- ・対策幹部は現地の情報を正確に支部長に伝えると同時に、支部長の指示を速やかに実行する。

係の構成	任務
情報、記録係	・本部、支部間の指示、情報等の受理、伝達、報告、関係機関との連絡等の業務を行う。 ・災害の状況の記録を行う。
避難誘導係	・駐車場利用者に対し、災害に関する場内放送等を行う。 ・災害の発生状況に応じて、駐車場利用者の避難誘導を行う。
対策係	・災害対策支部からの要請により、現地に赴き災害対策、応急対策の応援を行う。

令和5年11月1日 現在





帰宅困難者心得 10 か条

－ 外出時に地震が来てもあわてないために －

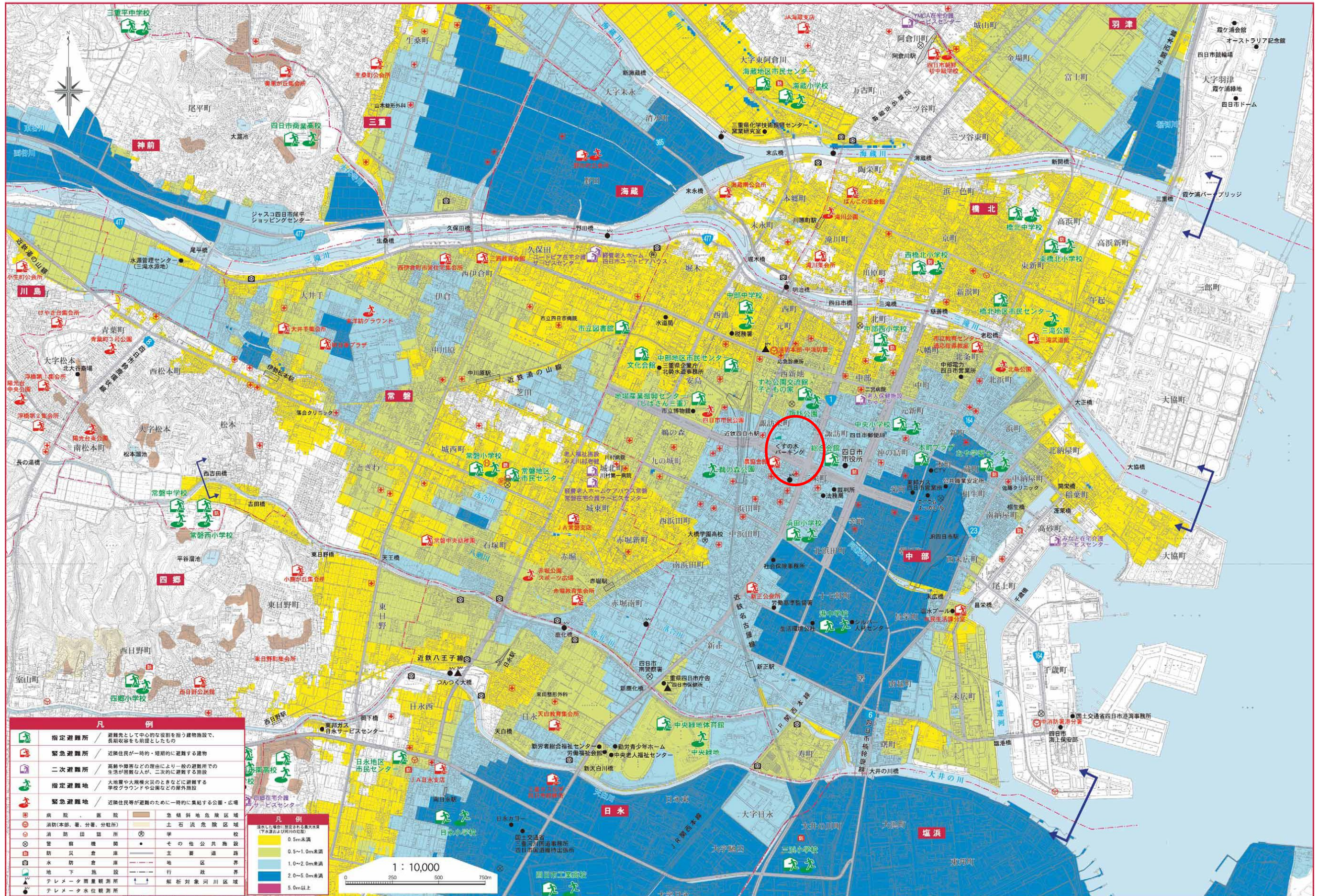
1. あわてず騒がず、状況確認
2. 携帯ラジオをポケットに
3. つくっておこう帰宅地図
4. ロッカー開けたらスニーカー(防災グッズ)
5. 机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)
6. 事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)
7. 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
8. 歩いて帰る訓練を
9. 季節に応じた冷暖準備(携帯カイロやタオルなど)
10. 声を掛け合い、助け合おう

－ 地震発生時の外出者の行動ルール －

1. むやみに移動を開始しない。
2. まず安否確認をする。
(災害用伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。)
3. 正確な情報により冷静に行動する。
(公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動(帰宅、一時移動、待機など)が安全なのか自ら判断する。)
4. 帰宅できるまで外出者同士が助けあう。
(一時待機できる屋内施設においては、災害時要援護者(高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など)を優先して収容する。)

四日市市防災マップ（常磐、橋北、中部地区）

水害ハザードマップ



この地図は、2500分の1都市計画基本図を縮小編集したものをベースとして、平成17年2月1日現在の防災関連情報を記載したものです。

【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操 作 手 順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	171			
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。			
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)
		1	3	2	4
			[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。			
		0XX XXX XXXXX			
伝言ダイヤルセンタに接続します。※1					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。			
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1#	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1#
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9# [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正される時は数字の8の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)
		[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です		
⑤	終了	自動で終話します。			

通話料が発生しません

通話料が発生します※2

※1センタ利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。

※2通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超えていた場合、または、
 「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)

駐車場風水害（台風・ゲリラ豪雨・洪水等） 対策マニュアル

四日市地下駐車場（くすのきパーキング）駐車場

平成25年10月作成

T F I 株式会社

1. 基本方針

風水害(台風・ゲリラ豪雨・洪水等)発生時の対応について、以下の基本方針を定めます。

- 1) 社員(委託先も含む)の行動原則
社員の行動原則(優先順位)は以下の通りとします。
 - (1) 生命の安全確保
ご利用のお客様、社員、関係者等の生命の安全確保を図ります。
 - (2) 駐車場内の安全確保
地上及び場内の巡回を行い、安全性の確認を行います。
 - (3) 駐車場運営の継続
駐車場業務の継続に向けた対応を行います。
- 2) 駐車場運営に対する基本方針
通常通り運営できる場合は、そのまま通常業務を実施する。
駐車場事業を継続する為に必要であると判断する時は、一時的に駐車場の利用を制限する。

2. 行動基準

- 1) 社員(委託先も含む)の行動基準
風水害(台風・ゲリラ豪雨・洪水等)に関する警報等が発令された場合には、緊急連絡体制表に従い、タイムズサービス㈱拠点担当者へ一報を入れ指示を仰ぐものとし、同時にタイムズ24㈱拠点長にも報告をする。
ただし、切迫した場合には、現場の判断で行動する事が許されるものとする。
この場合には速やかにタイムズサービス㈱・タイムズ24㈱に報告をする。

3. 連絡体制

- 1) 風水害(台風・ゲリラ豪雨・洪水等)に関する警報等が発令された場合には、別紙の緊急連絡体制表に従い、連絡・通報する。
- 2) 風水害(台風・ゲリラ豪雨・洪水等)による災害発生が予測される時は、連絡が常時とれる対策をとり、また、迅速に行動できるよう心がけなければならない。

4. 運營業務を継続するための対策

- 1) 災害情報確認システムの導入
地域の災害情報(警報・情報等)を確認する為、四日市災害情報ネットに加入しています。
- 2) 情報収集手段の確保
テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、地上での目視確認。
CTYのお天気チャンネル
- 3) 緊急連絡体制の確立
迅速に情報を伝える為、タイムズコミュニケーション㈱を中心とした体制を構築しており、優先順位を明確化し臨機応変に対応できるよう定めます。
- 4) 応援要員の配置体制
交代要員を含めた応援体制を構築しています。
- 5) 教育・訓練
 - (1) 防災業務計画書に基づき教育の実施。
 - (2) 防災業務計画書に基づいた避難訓練・情報伝達訓練を実施するとともに防水板等設置訓練を年1回実施します。
- 6) 防災業務計画書の整備、見直し
実施状況をふまえた整備、見直しを行います。
定期的な訓練及び全国で発生した事例をもとに検証し、計画の見直しを行います。

5. 浸水対策

1) 防潮板(車両入出庫口)稼働の判断基準

国道側溝ブロックを目印とし、雨水によりブロック上部にかかる時点で車両入出庫口を閉鎖する。



2) 防水板(階段出入口)設置の判断基準

出入口地上部ブロックを目印とし、雨水によりブロック上部にかかる時点で階段出入口を閉鎖する



3) 防潮板稼働・防水板設置の判断権限

入出庫口防潮板・防水板を稼働する際は、上記判断基準に基づき㈱ディア四日市担当者の判断とする。

防潮板稼働・防水板設置をした際は必ず緊急連絡体制表に基づきタイムズサービス㈱・タイムズ24㈱へ速やかに連絡をするものとする。

4) 待機・準備態勢

- (1) 気象情報に基づき、風水害(台風・ゲリラ豪雨・洪水等)に関する警報等が発令された時点で、待機・準備・連絡態勢に入る。
- (2) 監視モニター(国道出入口)及び随時各出入口地上に上がり、水位の状況を注視する。
- (3) 応援要請表に基づき拠点への人員応援要請態勢に入る。
- (4) 防潮板操作ボックスキー・エレベーターキー・防水板保管場所キーを机上に準備する。
- (5) 場内の駐車状況の確認を行う。

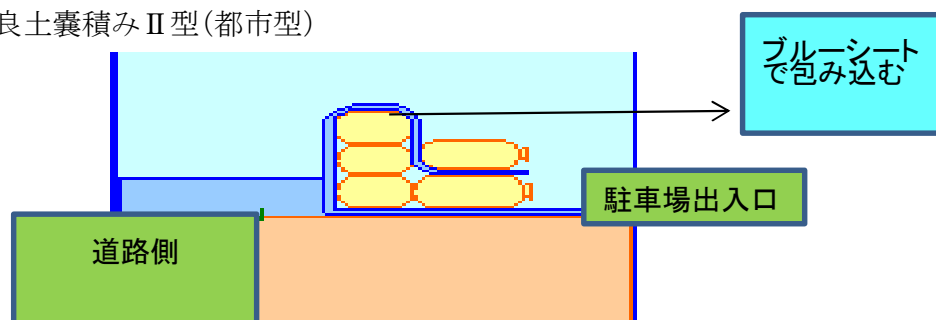
*風水害(台風・ゲリラ豪雨・洪水等)対策必要箇所は下記の通り(国道側のみ記載しています)

管理施設	管理者	対策場所	浸水防止対策
駐車場入庫口	地下駐車場	入庫口	防潮板
駐車場出庫口	地下駐車場	出庫口	防潮板
出入口エレベーター	地下駐車場	乗降口(RF)	土のう積み/防水板
〃	〃	〃 B1	土のう積み
〃	〃	〃 B2	土のう積み
出入口⑥	地下駐車場	階段出入口	防水板
出入口⑦	地下駐車場	階段出入口	防水板
出入口⑧	地下駐車場	階段出入口	防水板
出入口⑨	地下駐車場	階段出入口	防水板

4) 風水害(台風・ゲリラ豪雨・洪水等)対策工法(土嚢)

浸水対策工法として土嚢積み工法が有効と思われる。
下記要領により実施する。

改良土嚢積みⅡ型(都市型)



5) 風水害(台風・ゲリラ豪雨・洪水等)対策(実務手順)

- (1) 風水害に関する警報等発令後、応援要請表に基づき応援要請の連絡を行う。
- (2) 出入口エレベーターを地上階に停止させ、各箇所に土嚢を設置する。
- (3) 防潮板稼働・防水板設置判断基準を越え、冠水の恐れがあると判断した場合は、車両入出庫口防潮板・各階段防水板を稼働・設置
- (4) 車両入出庫口防潮板・各階段防水板を稼働・設置
危険が廻っている場所から優先的に実施
- (5) 各開口部等より流入が発生し、浸水の恐れがある時、地下2階に駐車中の車は地下1階へ移動及び出庫の協力を求める。
- (6) 駐車場ご利用者様の誘導避難
(第一段階)
入出庫口閉鎖後、駐車場ご利用者様への場内放送により、最寄りの安全な階段より避難案内を行う。
(第二段階)
各開口部より大量の流入がみられる時、場内放送により、地下1階へ誘導を行い、安全な階段を利用し避難誘導を迅速に行う。

6) 場内放送の内容

(1) 入庫禁止段階

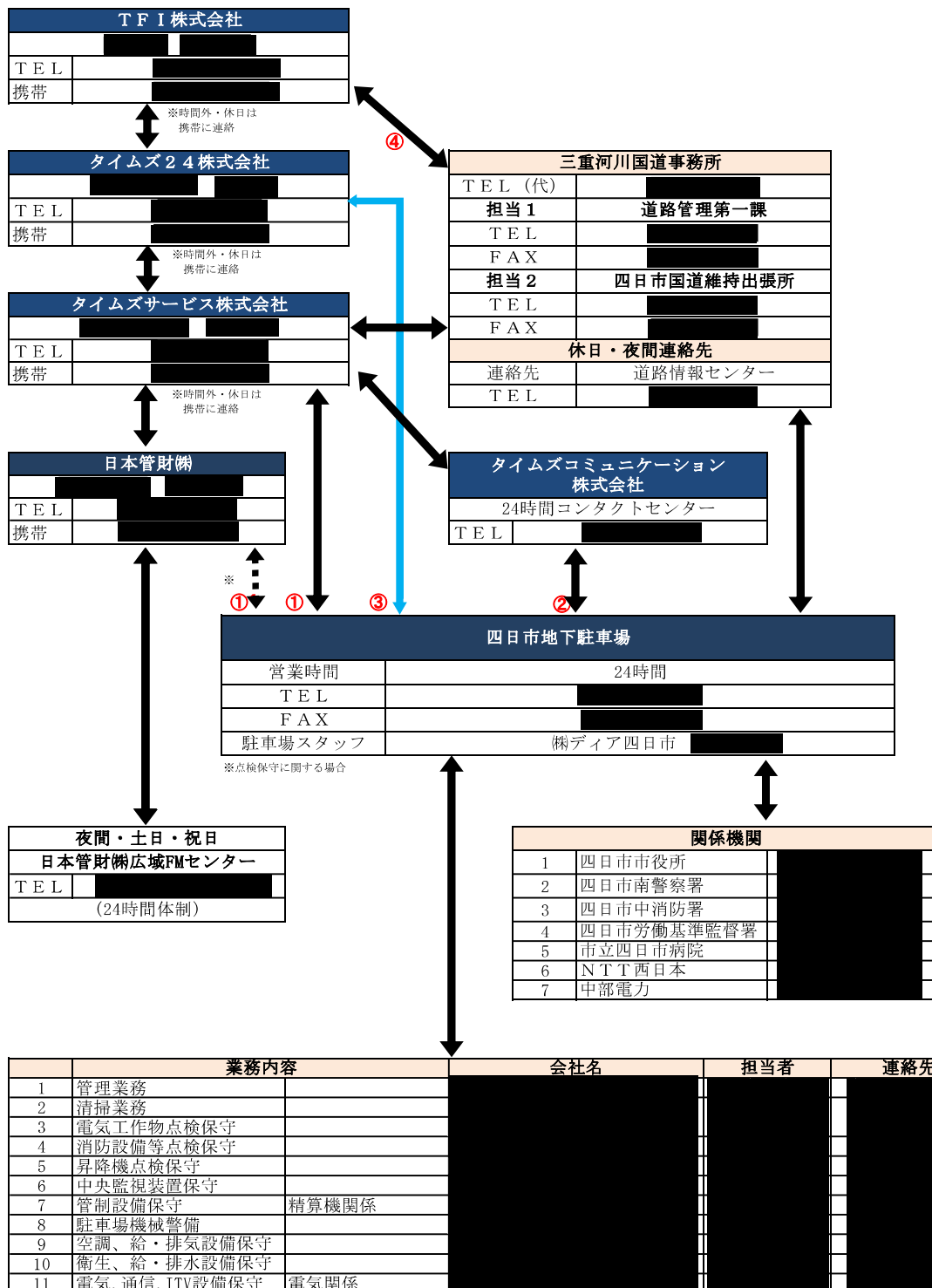
こちらは駐車場管理事務所です。気象情報等についてお知らせいたします。
現在、四日市市に大雨洪水警報が発令されております。
避難水位に達し更に増水の見込みです。
また、国道並びに市道は冠水状態となっております。
駐車場は浸水の恐れがありますので、速やかに出庫されますようご案内いたします。

(2) 出庫禁止段階

こちらは駐車場管理事務所です。出庫口より流水がみられ、出庫は危険な状態となりましたので防水扉を閉めます。
これより以降の出庫は出来ませんのでご理解、ご協力お願いいたします。
なお、地下2階をご利用のお客様は、地下1階へお車の移動をお願いいたします。

(3) 状況案内

気象情報、道路状況、出庫の見通し等について、適宜場内放送を行う。



応援要請表

物件名 : 四日市地下駐車場

会 社 名	現地到着までの 所要時間	要 請 人 員
タイムズ24(株) [REDACTED]	40分	1名
タイムズサービス(株) [REDACTED]	30分	1名
日本管財(株) [REDACTED]	40分	1名

* 現地までの所要時間は風水害に関する警報等発令からで想定しています。
但し、道路冠水等の水害状況により変化がある場合があります。

【四日市地下駐車場】くすの木パーキング

現場は国道1号線の地下(B1F, B2F)になります。

8番階段(防水板設置)



エレベーター(防水板)



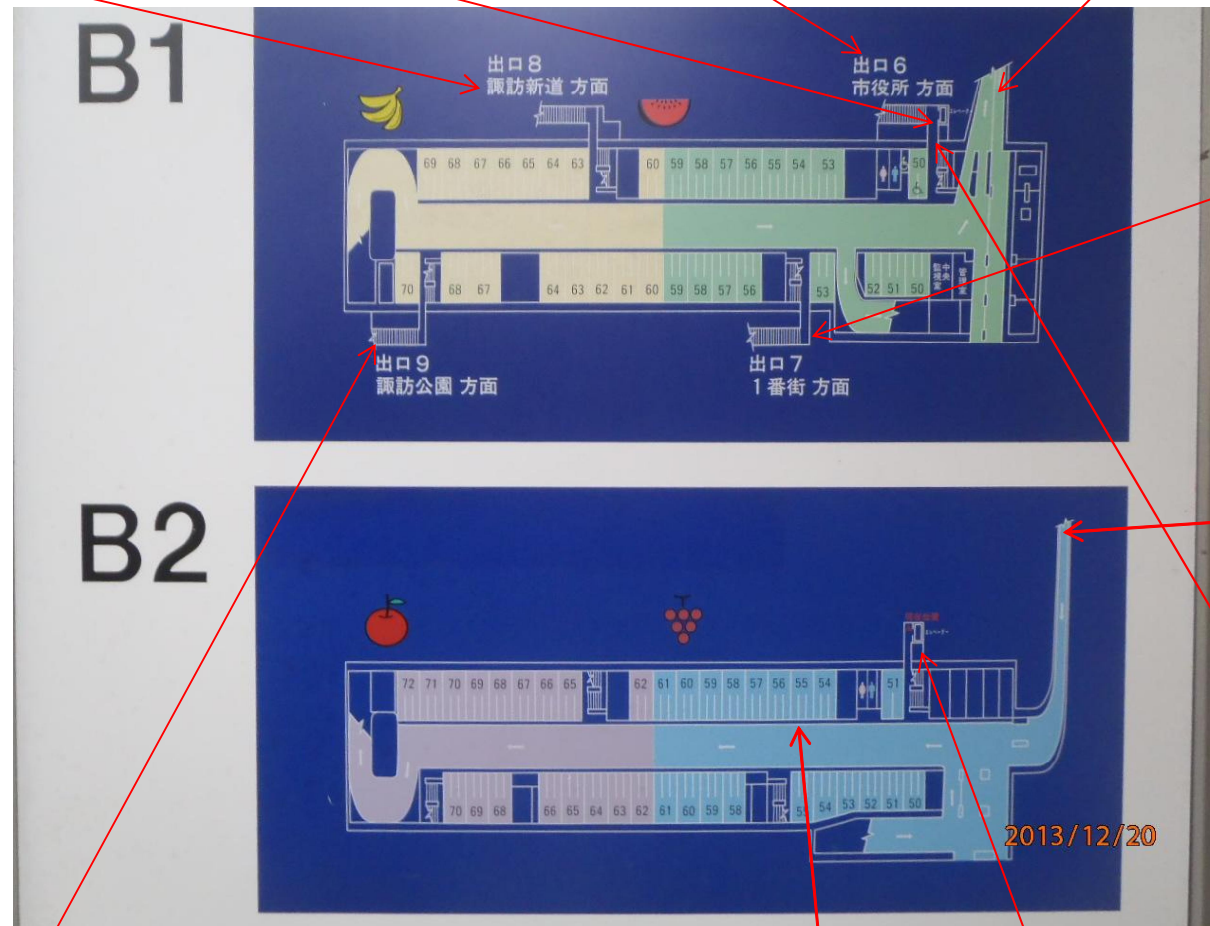
6番階段(防水板設置)



出口(防潮板)



出口監視カメラ



7番階段(防水板設置)



入口(防潮板)



入口監視カメラ



9番階段(防水板設置)



雨水ポンプ設備(6カ所)



排水ルート



土嚢倉庫(地下1階. 2階倉庫)



四日市地下駐車場 冠水判断基準値(案)

1) 冠水時の判断基準

路面冠水検知表示機が発報した場合。

■ 出庫口地上側側溝 路面冠水検知装置



■ 出庫口地上側側溝 路面冠水検知装置



2) 水害対応時の情報伝達

上記基準に満たしそうな場合は、緊急連絡体制図に沿って三重河川国道事務所と連携し指示を仰ぎ対応するものとする。

3) 水害対応時の対応

注意・警戒・非常体制の3段階に分かれる

① 注意体制…気象状況・冠水基準値の確認

(現地携帯電話へ気象庁発令の大雨警報・台風警報が発令された場合は都度地上部を確認するものとする)

② 警戒体制…避難経路の点検・確認

避難誘導用機材の点検
利用者の状況把握

③ 非常体制…避難開始の伝達

利用者の避難誘導
災害時要援護者の避難補助
残留者の確認

④ 復旧基準値…気象庁大雨警報解除又は各冠水基準値を下回った時

避難確保計画・浸水防止計画

平成27年4月1日 作成

施設名：四日市地下駐車場

「避難確保計画・浸水防止計画」目次

1. 目的及びその適用範囲	3
1－1 計画の目的	3
1－2 計画の適用範囲	3
2. 洪水時の防災体制に関する事項	3
2－1 水害対策本部の構成（資料1）	3
2－2 任務内容	3
2－3 情報の収集・伝達（資料1）	4
2－4 警戒活動	4
3. 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項	6
3－1 避難誘導の時期	6
3－2 避難先・避難経路（資料2）	6
3－3 避難誘導時の留意点	6
3－4 避難情報の伝達（資料3）	6
4. 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	7
4－1 情報伝達施設の整備	7
4－2 水防資器材の整備・点検	7
4－3 浸水防止計画（資料4）	7
5. 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項	9
5－1 防災教育に関する計画	9
5－2 防災教育の実施時期・実施内容等	9
5－3 防災訓練に関する計画	9
5－4 防災訓練の実施時期・実施内容等	9
6. 避難確保計画の報告と公表に関する事項	9
6－1 計画の報告	9
6－2 計画の公表	9
【添付資料】	
資料1 情報収集・伝達系統図兼水害対策本部組織体系図	10
資料2 避難経路図	11
資料3 避難情報伝達文	12
資料4 風水害対策箇所	13

1. 目的及びその適用範囲

(計画の目的)

- 1－1 この計画は水防法第15 条の2第1項に基づき、四日市地下駐車場の洪水時の警戒避難体制に関する事項を定め、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(計画の適用範囲)

- 1－2 この計画は、四日市地下駐車場に勤務又は、利用する全てのものに適用する。

2. 洪水時の防災体制に関する事項

(水害対策支部の構成)

- 2－1 地下空間における浸水災害に備え、資料 1 のとおり水害対策本部を設置する。

(任務内容)

- 2－2 前項により設置した水害対策本部の主な任務内容は下表のとおりとする。

組 織 名 称	任 務 内 容
水害対策本部長	情報収集・伝達、警戒活動、避難誘導などの判断と指令
水害対策副本部長	本部長の補佐、本部業務の管理
情報収集・伝達班	・四日市市からの避難情報の収受、水害対策本部長への伝達 ・気象・河川情報の収集・伝達 ・館内放送による情報連絡 ・報道機関対応その他広報全般 ・休日、夜間の緊急連絡
警戒活動班	・動員計画（職員の非常呼び出しを含む） ・施設への浸水および漏水防止処置 ・水防用資機材の準備 ・電気施設、機械施設の点検と処置 ・排水溝の点検および地上施設の点検と処置 ・被害箇所の応急措置と被害予想箇所の巡回調査 ・駐車場の閉鎖 ・管理ドア開閉 ・その他水防活動の実施
避難誘導班	・避難開始の伝達 ・利用者の誘導 ・災害時要援護者の避難補助 ・残留者の確認
現地対策班	・現地対策の総合指揮 ・現地状況の情報収集・伝達班への連絡 ・応援者などの現地対応

(情報の収集・伝達)

2-3 情報の収集・伝達体制について次のとおり定める。

(1) 情報の収集体制

浸水の危険性を把握するために、気象情報、河川情報、避難情報等について下表のとおり、収集すべき内容、収集の手段を定める。

情報の内容	収集の手段
避難情報（避難勧告、避難指示等）	四日市市からのFAX
気象情報 （大雨注意報・警報、洪水注意報・警報） （記録的短時間大雨情報）	テレビ、ラジオ、インターネット 携帯サイト・メールサービス 四日市市からのFAX
河川情報（河川水位情報） （指定河川洪水予報）	インターネット、携帯サイト、 四日市市からのFAX
地上の状況	テレビ、ラジオ、目視確認

<インターネットHP>

川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>

防災みえ.jp <http://www.bosaimie.jp/index.action>

防災気象情報 <http://www.jma.go.jp/jma/menu/flash.html>

(2) 情報の伝達体制

収集した情報から浸水の危険性を感じた時や浸水の予測、避難情報等を入手したときには、資料1により、速やかに情報の伝達を行う。

(警戒活動)

2-4 地下空間への浸水の防止や被害の拡大を防ぐため、次のとおり、状況に応じ、段階的に警戒活動を実施する。

(1) 注意体制

入手情報（発生事象）等	編成	対応内容
浸水の危険が予想されたとき	水害対策本部長 水害対策副本部長	・水害対策本部を設置 ・本部要員の召集指示 ・その他必要な指示
	情報収集・伝達班	・気象、河川情報の収集・伝達
	警戒活動班	・水防用資機材の点検 ・電気施設・機械施設の点検

(2) 警戒体制

入手情報（発生事象）等	編 成	対 応 内 容
記録的短時間大雨情報の発表 指定河川洪水予報の発表 道路の浸水	水害対策本部長 水害対策副本部長	・本部要員の増員指示 ・警戒活動の検討と指示 ・その他必要な指示
	情報収集・伝達班	・気象・河川情報の収集・伝達 ・要員の召集（休日・夜間含む）
	警戒活動班	・動員計画 ・水防用資機材の準備 ・排水溝・地上施設の点検 ・電気施設・機械施設の防水措置 ・被害予想箇所の巡回調査
	避難誘導班	・避難経路の点検・確認 ・避難誘導用機材の点検 ・利用者の状況把握

(3) 非常体制

入手情報（発生事象）等	編 成	対 応 内 容
道路浸水の拡大 堤防決壊情報の入手 避難勧告（指示）の発令	水害対策本部長 水害対策副本部長	・全員体制の指示 ・営業停止の指示 ・利用者の避難誘導の指示 ・その他必要な指示
	情報収集・伝達班	・館内放送による情報伝達 ・各班への活動指示の伝達 ・報道機関対応その他広報全般
	警戒活動班	・施設への浸水および漏水防止措置 ・管理ドア開閉 ・駐車場の閉鎖 ・被害箇所の応急措置 ・その他、水防活動の実施
	避難誘導班	・避難開始の伝達 ・利用者の避難誘導 ・災害時要援護者の避難補助 ・残留者の確認
	現地対策班	・現地対策の総合指揮 ・現地状況の情報伝達班への連絡 ・応援者などの現地対応

3. 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項

(避難誘導の時期)

3-1 避難誘導は次の事項を判断基準として開始する。

- (1) 四日市市長から「避難勧告」「避難指示」が発令された時
- (2) 局所的豪雨や河川はん濫により、地上部の道路が冠水する等、地下浸水の危険が迫った時

(避難先・避難経路)

3-2 地上に避難するまでの避難経路については、資料2「四日市地下駐車場避難経路図」のとおり避難経路図を作成し、利用者の目に付きやすい場所に標示する。

(避難誘導時の留意点)

3-3 避難誘導時の留意点を次のとおり定める。

(1) 避難誘導の留意事項

- ア 施設の利用者、関係者等を避難誘導員が避難確保計画で定められた避難先(地上や高層階)へ誘導する。
- イ 避難誘導にあたっては、エレベーター等の昇降機は原則的に使用させない。
- ウ 避難方向や浸水の状況を知らせ、混乱の防止に留意する。

(2) 避難誘導員の留意事項

- ア 携帯用拡声器、懐中電灯、ロープ等の必要資器材を携行し避難誘導にあたる。
 - イ エレベーター等の昇降設備の前、階段、行き止まり通路等に配置し、避難者を安全な地点に誘導する。
 - ウ 高齢者や障がいのある方等を確認した場合は、施設管理者や利用者の協力を求め、避難の援護をする。
 - エ 避難誘導員は最後尾となり、避難が完了したことを確認後退避する。なお、防水扉(防水板)がある場合は閉鎖する。
 - オ 利用者や関係者等を走らせないように注意喚起する。
 - カ 避難誘導員自らパニック状態に巻き込まれないようにする。
- その他(施設管理者と連携して、避難誘導にあたる)

(避難情報等の伝達)

3-4 周知すべき気象情報や避難勧告等の避難情報を入手した際には、資料3のとおり、館内放送を利用して、利用者及び施設管理者に伝達する。

4. 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

(情報伝達施設の整備)

- 4-1 利用者及び施設管理者に対し、気象情報や避難情報についての情報を伝達するための放送設備を整備する。

(水防資機材の整備・点検)

- 4-2 地下空間への浸水被害を防止・軽減することを目的とした資機材を整備し、定期的に点検を実施する。また、保管場所や使用方法について水害対策本部（自衛水防組織）の構成員等に周知する。

資機材名	仕様	数量	保管場所	設置/更新
雨水ポンプ	125ℓ/分 200V	4	北側雨水槽内	H9年4月
雨水ポンプ	120ℓ/分 200V	4	中央側雨水槽内	H9年4月
雨水ポンプ	145ℓ/分 200V	2	南側雨水槽内	H9年4月
汚水ポンプ	150ℓ/分 200V	2	南側汚水槽内	H9年4月
雑排水ポンプ	100ℓ/分 200V	2	南側雑排水槽内	H9年4月
土嚢	土入り	46	B1及びB2倉庫内	H26年7月
ブルーシート	5.5m×5.5m	2	B1及びB2倉庫内	H26年7月
懐中電灯		1	中央管理室内	
長靴	ゴム製	2	中央管理室内	

(浸水防止計画)

- 4-3 洪水が予想されるときは、下表及び資料4【四日市地下駐車場 風水害対策箇所】のとおり、土嚢等を用いて浸水防止対策を行う。

浸水防止基準	設置箇所	浸水防止対策方法	備考
河川氾濫発生情報が発表された場合	入庫口・出庫口	防潮板稼働	
	出入口エレベーター(RF)	土嚢・防水板設置	
	出入口エレベーター(B1) 出入口エレベーター(B2)	土嚢設置	
	出入口⑥～⑨	防水板	
河川氾濫警戒情報が発表された場合	入庫口・出庫口	防潮板準備 道路の状況を監視するとともに、速やかに稼働できるように準備する。	
	出入口エレベーター(RF)	土嚢・防水板準備 道路の状況を監視するとともに、速やかに設置できるように準備する。	

	出入口エレベーター(B1) 出入口エレベーター(B2)	土嚢準備 道路の状況を監視する とともに、速やかに設置 できるように準備する。	
	出入口⑥～⑨	防水板準備 道路の状況を監視する とともに、速やかに設置 できるように準備する。	
大雨特別警報が発表された場合	河川氾濫発生情報と同様		
その他浸水が予想されるとき	河川氾濫警戒情報と同様		

5. 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

(防災教育に関する計画)

- 5-1 地下浸水時の被害を最小限にするため、水害対策本部（自衛水防組織）の構成員に対し、防災意識の啓発・高揚を図るための防災教育を実施する。

(防災教育の実施時期・実施内容等)

- 5-2 防災教育は、下表のとおり実施する。

対象者	目的	内容	実施月
新規管理者	水害の理解	水害に関する事項の周知徹底	6月
全施設管理者	計画の共通認識	避難確保計画の内容の周知徹底	
全施設管理者	計画の習熟	防災体制の周知徹底	
全施設管理者	計画の習熟	浸水予防の周知徹底	

(防災訓練に関する計画)

- 5-3 地下浸水時に円滑かつ迅速な行動をとるために、浸水防止対策や避難誘導の実地訓練を実施する。また、訓練を通して、防災体制の点検と問題点の抽出を行い、必要に応じて、避難確保計画の是正等を行っていく。

(防災訓練の実施時期・実施内容等)

- 5-4 防災訓練は、下表のとおり実施する。

訓練の内容	具体的な訓練内容	実施月
動員訓練	緊急連絡網を通じて所定の場所に動員する訓練	6月
浸水防止訓練	防水扉（防水板）等の設置、土嚢の配置訓練	
情報収集伝達訓練	情報の収集、伝達、場内放送等の訓練	
避難誘導訓練	避難誘導、災害時要援護者の誘導訓練	

6. 避難確保計画の報告と公表に関する事項

(計画の報告)

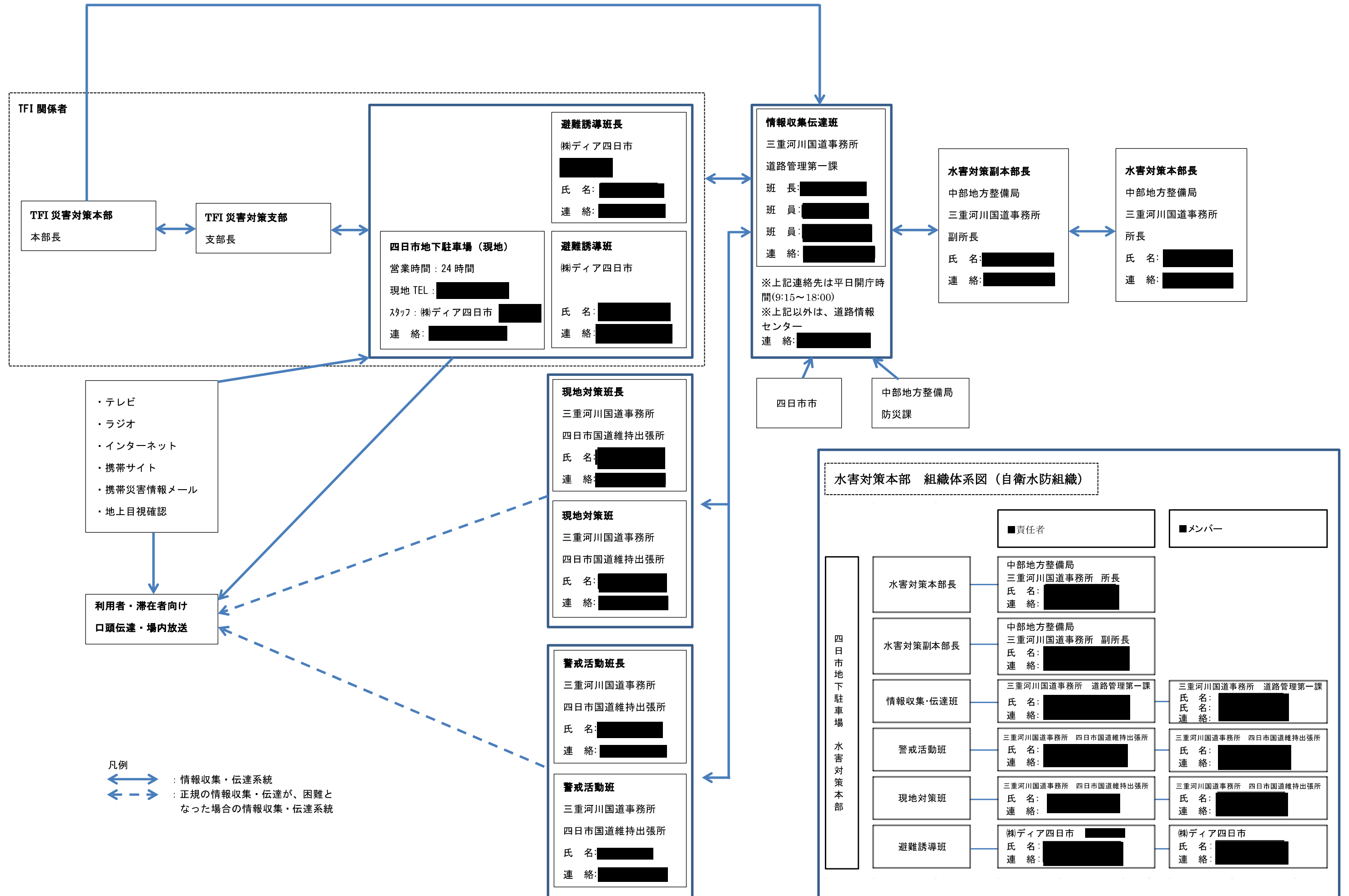
- 6-1 「避難確保計画」を作成した場合には、速やかに四日市市へ報告する。

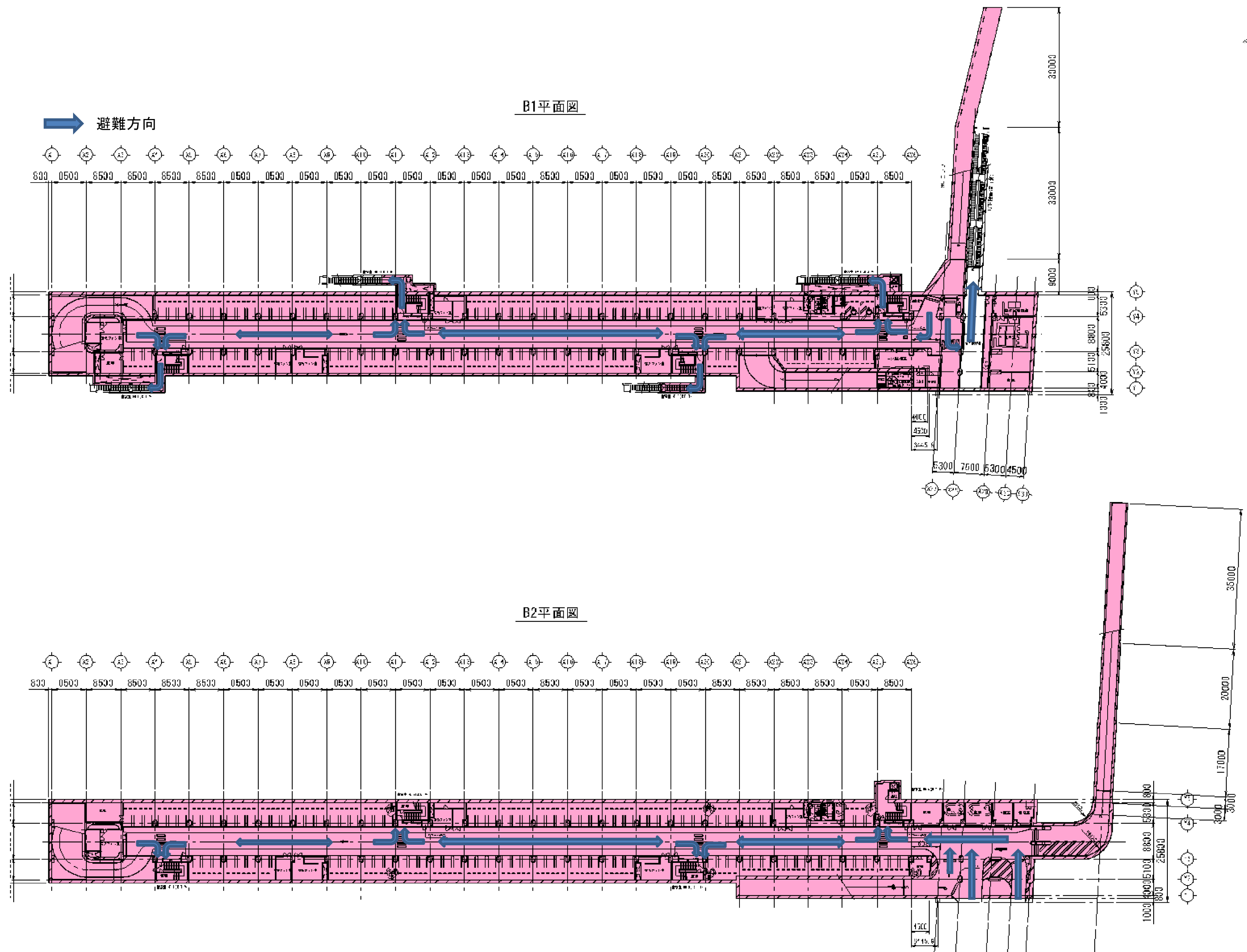
(計画の公表)

- 6-2 作成した計画は、水害対策本部（自衛水防組織）の構成員および利用者に向けて公表する。

公表方法	施設内の歩行者出入口近辺への吊り下げ
------	--------------------

四日市地下駐車場 情報収集・伝達系統図





避難情報伝達文

内容
〈避難勧告等入手の際の放送内容〉 「〈例〉こちらは、四日市地下駐車場です。ただいま四日市市災害対策本部より避難勧告の発令がありました。管理者の指示に従い大至急地下駐車場から避難してください。繰返しお知らせします。 こちらは四日市地下駐車場です。ただいま四日市市災害対策本部より避難勧告の発令がありました。管理者の指示に従い大至急地下駐車場から避難してください。」
上記文に以下の事項を続ける： ※ 「避難に際しては、エレベータは停止しておりますので、階段により避難してください。」
※ 「避難に際しては、係員の指示する方向へゆっくりとお進みください。なお、避難にあたり援護が必要な方、および援護が必要な方をお見かけした方は、お近くの駐車場スタッフにご連絡をいただきますようお願いいたします。また、援護を要する方の近隣におられる方々は避難についてご支援、ご協力をお願いします。」

【四日市地下駐車場】くすの木パーキング

現場は国道1号線の地下(B1F, B2F)になります。

資料4

8番階段(防水板設置)



エレベーター(防水板)



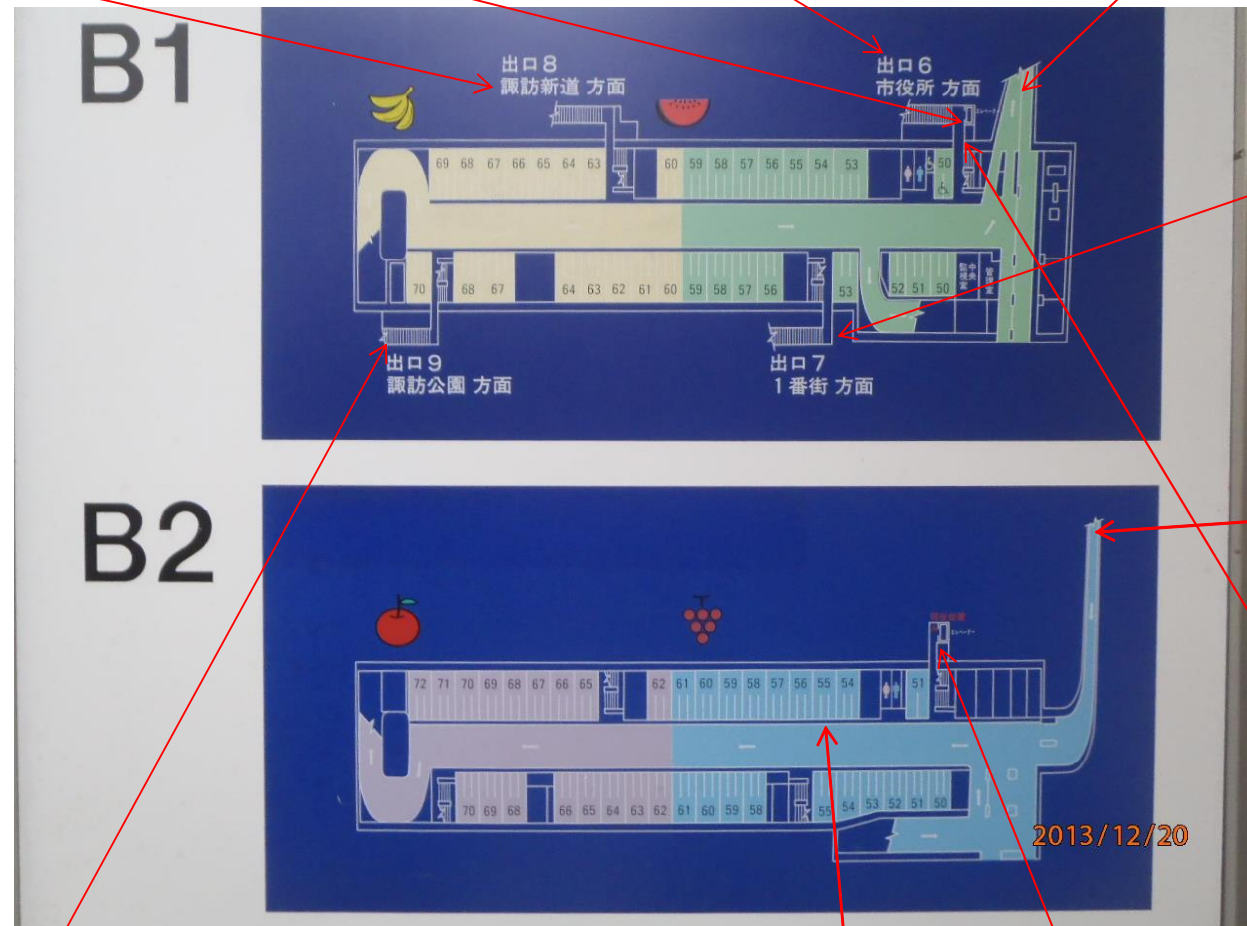
6番階段(防水板設置)



出口(防潮板)



出口監視カメラ



7番階段(防水板設置)



入口(防潮板)



入口監視カメラ



9番階段(防水板設置)



雨水ポンプ設備(6カ所)



排水ルート



土嚢倉庫(地下1階. 2階倉庫)



避難確保計画・浸水防止計画

平成29年7月6日 変更

施設名：くすの木パーキング

(四日市中央通り地下駐車場)

「避難確保計画・浸水防止計画」目次

1. 目的及びその適用範囲	3
1-1 計画の目的	3
1-2 計画の適用範囲	3
2. 洪水時の防災体制に関する事項	3
2-1 水害対策本部の構成（資料1）	3
2-2 任務内容	3
2-3 情報の収集・伝達（資料1）	4
2-4 警戒活動	4
3. 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項	5
3-1 避難誘導の時期	5
3-2 避難経路（資料2）	5
3-3 避難誘導時の留意点	6
3-4 避難情報の伝達	6
4. 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	6
4-1 情報伝達施設の整備	6
4-2 水防資機材の整備・点検	6
4-3 浸水防止計画（資料3）	7
5. 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項	7
5-1 防災教育に関する計画	7
5-2 防災教育の実施時期・実施内容等	7
5-3 防災訓練に関する計画	8
5-4 防災訓練の実施時期・実施内容等	8
6. 避難確保計画の報告と公表に関する事項	8
6-1 計画の報告	8
6-2 計画の公表	8

【添付資料】

- 資料1 情報収集・伝達連絡網
- 資料2 避難経路図
- 資料3 浸水対策箇所

1. 目的及びその適用範囲

(計画の目的)

- 1-1 この計画は水防法第15条の2第1項に基づき、四日市中央通り地下駐車場の洪水時の警戒避難体制に関する事項を定め、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(計画の適用範囲)

- 1-2 この計画は、四日市中央通り地下駐車場に勤務又は、利用する全てのものに適用する。

2. 洪水時の防災体制に関する事項

(水害対策本部の構成)

- 2-1 地下空間における浸水災害に備え、資料1のとおり水害対策本部を設置する。

(任務内容)

- 2-2 前項により設置した水害対策本部の主な任務内容は下表のとおりとする。

組 織 名 称	任 務 内 容
水害対策本部長	情報収集・伝達、警戒活動、避難誘導などの判断と指令
水害対策副本部長	本部長の補佐、本部業務の管理
情報収集・伝達班	・ 四日市市からの避難情報の収受、水害対策本部長への伝達 ・ 気象・河川情報の収集・伝達 ・ 館内放送による情報連絡 ・ 関係機関対応その他全般
警戒活動班	・ 動員計画（係員の非常呼び出しを含む） ・ 施設への浸水および漏水防止処置 ・ 水防用資機材の準備 ・ 電気施設、機械施設の点検と処置 ・ 排水溝の点検および地上施設の点検と処置 ・ 被害箇所の応急措置と被害予想箇所の巡回調査 ・ その他水防活動の実施
避難誘導班	・ 避難開始の伝達 ・ 利用者の誘導 ・ 災害時要援護者の避難補助 ・ 残留者の確認

(情報の収集・伝達)

2-3 情報の収集・伝達体制について次のとおり定める。

(1) 情報の収集体制

浸水の危険性を把握するために、気象情報、河川情報、避難情報等について下表のとおり、収集すべき内容、収集の手段を定める。

情 報 の 内 容	収 集 の 手 段
避難情報（避難勧告、避難指示等）	四日市市からのFAX
気象情報 （大雨注意報・警報、洪水注意報・警報） （記録的短時間大雨情報）	テレビ、ラジオ、インターネット 携帯サイト・メールサービス 四日市市からのFAX
河川情報（河川水位情報） （指定河川洪水予報）	インターネット、携帯サイト、 四日市市からのFAX
地上の状況	テレビ、ラジオ、地上カメラ、目視確認

<インターネットHP>

川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>

防災みえ. j p <http://www.bosaimie.jp/index.action>

防災気象情報 <http://www.jma.go.jp/jma/menu/flash.html>

(2) 情報の伝達体制

収集した情報から浸水の危険性を感じた時や浸水の予測、避難情報等を入手したときには、資料1により、速やかに情報の伝達を行う。

(警戒活動)

2-4 地下空間への浸水の防止や被害の拡大を防ぐため、次のとおり、状況に応じ、段階的に警戒活動を実施する。

(1) 注意体制

入手情報（発生事象）等	編成	対 応 内 容
浸水の危険が予想されたとき	水害対策本部長	・要員への待機指示
	水害対策副本部長	・その他必要な指示
	情報収集・伝達班	・気象、河川情報の収集
	警戒活動班	・水防用資機材の点検

(2) 警戒体制

入手情報（発生事象）等	編成	対 応 内 容
記録的短時間大雨情報の発表 指定河川洪水予報の発表 道路の浸水	水害対策本部長 水害対策副本部長	・ 要員の召集指示 ・ 警戒活動の検討 ・ その他必要な指示
	情報収集・伝達班	・ 気象・河川情報の収集 ・ 関係機関への情報伝達
	警戒活動班	・ 水防用資機材の準備 ・ 被害予想箇所の巡回調査
	避難誘導班	・ 避難経路の点検・確認 ・ 避難誘導用機材の点検 ・ 利用者の状況把握

(3) 非常体制

入手情報（発生事象）等	編成	対 応 内 容
道路浸水の拡大 堤防決壊情報の入手 避難勧告（指示）の発令	水害対策本部長 水害対策副本部長	・ 利用者の避難誘導の指示 ・ 営業停止の判断、指示 ・ その他必要な指示
	情報収集・伝達班	・ 館内放送による情報伝達 ・ 関係機関への情報伝達
	警戒活動班	・ 施設への浸水および漏水防止措置 ・ 被害箇所の応急措置 ・ その他、水防活動の実施
	避難誘導班	・ 利用者の避難誘導 ・ 災害時要援護者の避難補助 ・ 残留者の確認

3. 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項

（避難誘導の時期）

3-1 避難誘導は次の事項を判断基準として開始する。

- (1) 四日市市長から「避難勧告」「避難指示」が発令された時
- (2) 局所的豪雨や河川はん濫により、地上部の道路が冠水する等、地下浸水の危険が迫った時

（避難経路）

3-2 地上に避難するまでの避難経路については、資料2のとおり各出入口の利用者の目に付きやすい場所に歩行者用の出入口マップを標示する。

(避難誘導時の留意点)

3-3 避難誘導時の留意点を次のとおり定める。

(1) 避難誘導の留意事項

- ア 施設の利用者、関係者等を避難誘導員が地上へ誘導する。
- イ 避難誘導にあたっては、エレベーター等の昇降機は原則的に使用させない。
- ウ 避難方向や浸水の状況を知らせ、混乱の防止に留意する。

(2) 避難誘導員の留意事項

- ア 携帯用拡声器、懐中電灯等の必要資機材を携行し避難誘導にあたる。
- イ エレベーター等の昇降設備の前、階段等に配置し、避難者を安全な地点に誘導する。
- ウ 高齢者や障がいのある方等を確認した場合は、施設管理者や利用者の協力を求め、避難の援護をする。
- エ 避難誘導員は最後尾となり、避難が完了したことを確認後退避する。なお、防水扉（防水板）がある場合は閉鎖する。
- オ 避難誘導員自らパニック状態に巻き込まれないようにする。

(避難情報等の伝達)

3-4 周知すべき気象情報や避難勧告等の避難情報を入手した際には、館内放送を利用して、利用者に伝達する。

4. 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

(情報伝達施設の整備)

4-1 利用者に対し、気象情報や避難情報についての情報を伝達するための放送設備を整備する。

(水防資機材の整備・点検)

4-2 地下空間への浸水被害を防止・軽減することを目的とした資機材を整備し、定期的に点検を実施する。また、保管場所や使用方法について水害対策本部の構成員に周知する。

資機材名	仕様	数量	保管場所	設置/更新
雨水ポンプ	250ℓ/分 200V	4	南側雨水槽内	H9年4月
雨水ポンプ	120ℓ/分 200V	11	北側・南側雨水槽内	H9年4月
汚水排水ポンプ	150ℓ/分 200V	2	西側受水槽内	H9年4月
土嚢	土入り	46	B1及びB2倉庫内	H26年7月
ブルーシート	5.5m×5.5m	2	B1及びB2倉庫内	H26年7月
懐中電灯		1	中央監視室内	
長靴	ゴム製	2	中央監視室内	

(浸水防止計画)

4-3 洪水が予想されるときは、下表及び資料3 浸水対策箇所のとおり、土嚢等を用いて浸水防止対策を行う。

浸水防止基準	設置箇所	浸水防止対策方法	備考
河川氾濫発生情報が発表された場合	入庫口・出庫口	防潮板稼働	
	出入口エレベーター(RF) (B1) (B2)	土嚢設置	
	出入口①～⑤	防水板設置	
河川氾濫警戒情報が発表された場合	入庫口・出庫口	防潮板準備 道路の状況の監視と、速やかな稼働の準備	
	出入口エレベーター(RF) (B1) (B2)	土嚢準備 道路の状況を監視と、速やかな設置の準備	
	出入口①～⑤	防水板準備 道路の状況を監視と、速やかな設置の準備	
大雨特別警報が発表された場合	河川氾濫発生情報と同様		
その他浸水が予想されるとき	河川氾濫警戒情報と同様		

5. 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

(防災教育に関する計画)

5-1 地下浸水時の被害を最小限にするため、水害対策本部の構成員に対し、防災意識の啓発・高揚を図るための防災教育を実施する。

(防災教育の実施時期・実施内容等)

5-2 防災教育は、下表のとおり実施する。

対象者	目的	内容	実施月
新規係員	水害の理解	水害に関する事項の周知徹底	9 月
全施設係員	計画の共通認識	避難確保計画の内容の周知徹底	
全施設係員	計画の習熟	防災体制の周知徹底	
全施設係員	計画の習熟	浸水予防の周知徹底	

(防災訓練に関する計画)

- 5-3 地下浸水時に円滑かつ迅速な行動をとるために、浸水防止対策や避難誘導の実地訓練を実施する。また、訓練を通して、防災体制の点検と問題点の抽出を行い、必要に応じて、避難確保計画の是正等を行っていく。

(防災訓練の実施時期・実施内容等)

- 5-4 防災訓練は、下表のとおり実施する。

訓練の内容	具体的な訓練内容	実施月
動員訓練	緊急連絡網を通じて所定の場所に動員する訓練	9 月
浸水防止訓練	防水扉（防水板）等の設置、土嚢の配置訓練	
情報収集伝達訓練	情報の収集、伝達、場内放送等の訓練	
避難誘導訓練	避難誘導、災害時要援護者の誘導訓練	

6. 避難確保計画の報告と公表に関する事項

(計画の報告)

- 6-1 「避難確保計画」を作成した場合には、速やかに四日市市へ報告する。

(計画の公表)

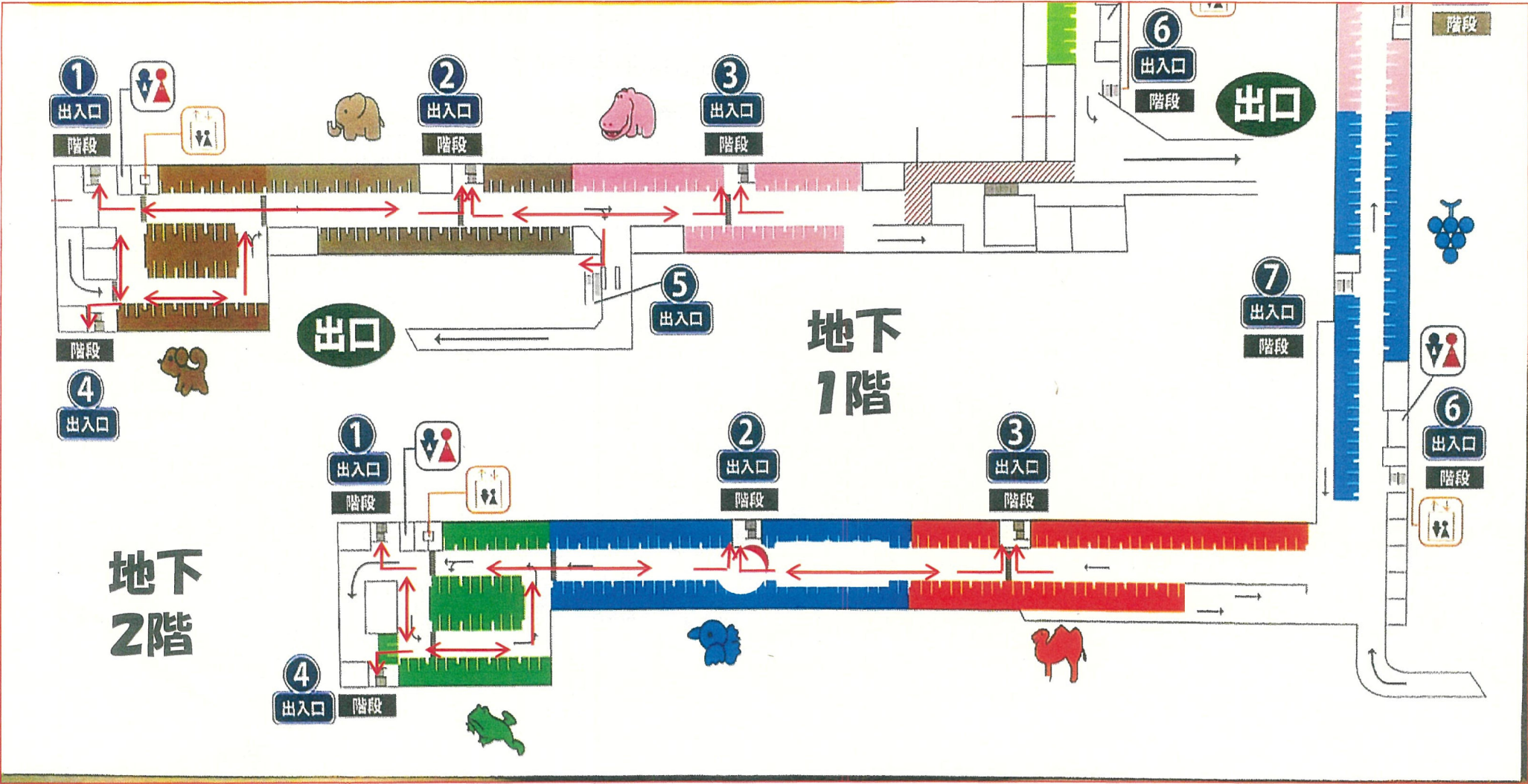
- 6-2 作成した計画は、水害対策本部の構成員および利用者に向けて公表する。

公表方法	施設内の歩行者出入口近辺への掲示
------	------------------

くすの木パーキング(中央通り側地下駐車場) 情報収集・伝達連絡網



← 避難経路



くすの木パーキング（四日市中央通り地下駐車場）浸水対策箇所

資料3

1番階段(防水板設置)



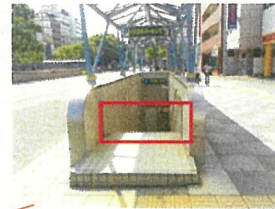
エレベーター(土嚢設置)



2番階段(防水板設置)



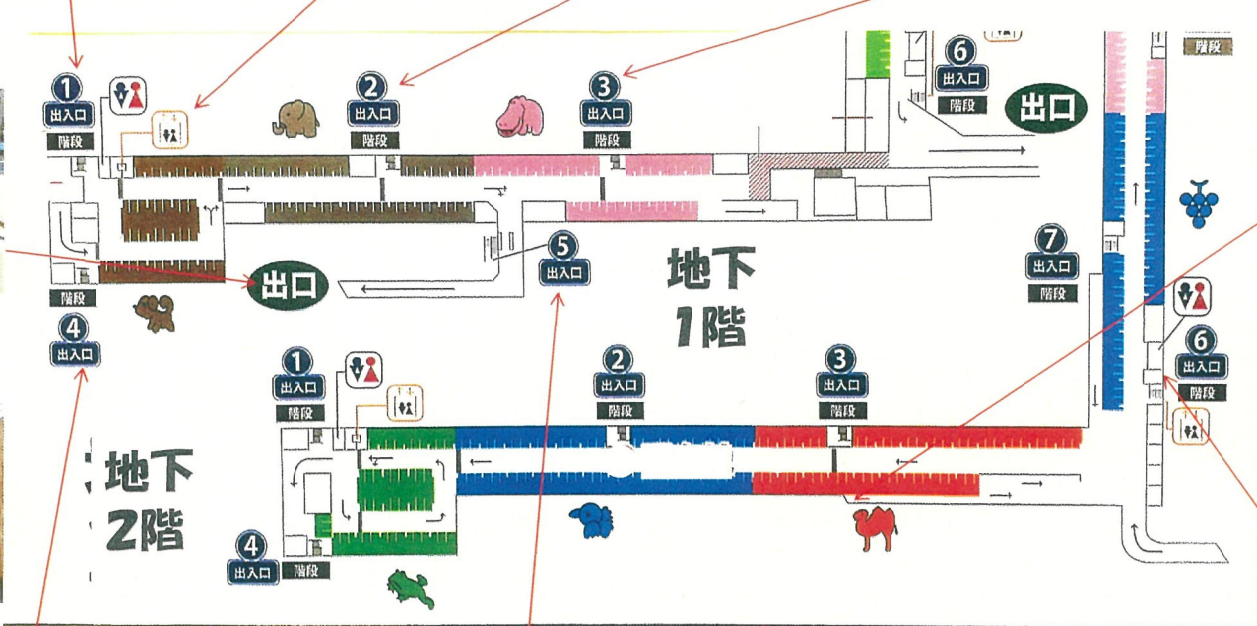
3番階段(防水板設置)



出口(防潮板)



出口監視カメラ



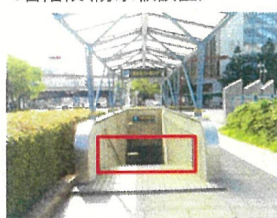
入口(防潮板)



入口監視カメラ



4番階段(防水板設置)



5番階段(防水板設置)



排水ルート



排水ルート



土嚢倉庫



出口地上監視カメラ



入口地上監視カメラ



雨水ポンプ設置(8カ所)

